

制定 令和7年4月1日

## 大阪市妊産婦等生活援助事業の届出等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業に係る、法第34条の7の5、6及び7に規定される届出等に関する事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、妊産婦等生活援助事業とは、法第6条の3第18項において規定する事業をいう。

### (事業開始の届出)

第3条 本市の市域において、妊産婦等生活援助事業を行う者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の32の4の各号に掲げる事項を、妊産婦等生活援助事業開始届（様式第1号）により、市長に届け出なければならない。

### (事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1か月以内に、その旨を、妊産婦等生活援助事業変更届（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

### (事業の廃止・休止の届出)

第5条 事業者は、妊産婦等生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、規則第36条の32の5の各号に掲げる事項を、妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

### (留意事項)

第6条 事業者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

### (調査及び立入調査等)

第7条 市長は、法第34条の7の6第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を

示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業の制限又は停止)

第8条 市長は、法第34条の7の7に基づき、必要と認める時は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(届出に関する措置)

- 2 本要綱第3条に規定する事業開始の届出は、大阪市産前・産後母子支援事業の届出等に関する要綱第3条に基づく事業開始の届出をもってこれに代えることができる。

令和 年 月 日

(提出先)

大阪市長

法人(団体)名称

代表者氏名

## 妊産婦等生活援助事業開始届

標記について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を開始しますので、同法第34条の7の5第2項の規定に基づき届け出ます。

事業の種類	
事業の内容(※1)	

経営者氏名 (法人等の名称)	
経営者住所 (主たる事務所の所在地)	

職員の定数及び 職務内容	職員数 名(常勤 名 非常勤 名) (職員氏名や職務の内容等は別紙に記載)
主な職員の氏名及び経歴	(別紙に記載)
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	大阪市 区 電話
事業開始年月日	

定款その他の基本約款	(書類を添付)
------------	---------

※1 事業内容を簡潔に記載のうえ、事業計画書及び収支予算書を添付してください。ただし、インターネットを利用して内容を確認できる場合は、URL等を記載してください。

## 別紙

### 1 主な職員について

#### ①支援コーディネーター（管理者）

職 員 氏 名	生 年 月 日	常勤・非常勤	職 務 の 内 容	資 格 の 内 容

#### ②保健師、助産師又は看護師の資格を有する者

職 員 氏 名	生 年 月 日	常勤・非常勤	職 務 の 内 容	資 格 の 内 容

#### ③母子支援員

職 員 氏 名	生 年 月 日	常勤・非常勤	職 務 の 内 容	資 格 の 内 容

※主な職員とは、支援コーディネーター（管理者）・保健師、助産師又は看護師の資格を有する者・母子支援員をいいます。

※必要に応じて、行を追加してください。

※資格の内容を確認できる書類を添付してください。

※主な職員が人事異動等により交代する場合は、変更届の提出が必要です。

### 2 参考（妊娠婦等生活援助事業担当職員名簿）

職 員 氏 名	常 勤 ・ 非 常 勤	職 務 の 内 容	資 格 の 内 容

※必要に応じて行を追加し、事業を担当するすべての職員について記載してください。

※主な職員以外の担当者が人事異動等により交代する場合は、変更届の提出は必要ありません。

令和 年 月 日

(提出先)

大阪市長

法人(団体)名称

代表者氏名

## 妊娠婦等生活援助事業変更届

標記について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊娠婦等生活援助事業の届出事項に変更が生じたため、同法第34条の7の5第3項の規定に基づき届け出ます。

事業の種類	
事業の内容(※1)	

経営者氏名 (法人等の名称)	
経営者住所 (主たる事務所の所在地)	

職員の定数及び 職務内容	職員数 名(常勤 名 非常勤 名) (職員氏名や職務の内容等は別紙に記載)
主な職員の氏名及び経歴	(別紙に記載)
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	大阪市 区 電話
事業変更年月日	

定款その他の基本約款	(書類を添付)
------------	---------

※施設の名称欄、事業変更年月日欄と変更が生じた欄について記入してください。

## 別紙

### 1 主な職員について

#### ①支援コーディネーター（管理者）

職 員 氏 名	生 年 月 日	常勤・非常勤	職 務 の 内 容	資 格 の 内 容

#### ②保健師、助産師又は看護師の資格を有する者

職 員 氏 名	生 年 月 日	常勤・非常勤	職 務 の 内 容	資 格 の 内 容

#### ③母子支援員

職 員 氏 名	生 年 月 日	常勤・非常勤	職 務 の 内 容	資 格 の 内 容

※主な職員とは、支援コーディネーター（管理者）・保健師、助産師又は看護師の資格を有する者・母子支援員をいいます。

※必要に応じて、行を追加してください。

※資格の内容を確認できる書類を添付してください。

※主な職員が人事異動等により交代する場合は、変更届の提出が必要です。

### 2 参考（妊娠婦等生活援助事業担当職員名簿）

職 員 氏 名	常 勤 ・ 非 常 勤	職 務 の 内 容	資 格 の 内 容

※必要に応じて行を追加し、事業を担当するすべての職員について記載してください。

※主な職員以外の担当者が人事異動等により交代する場合は、変更届の提出は必要ありません。

様式第3号

令和 年 月 日

(提出先)

大阪市長

法人（団体）名称

代表者氏名

妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届

標記について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を廃止（休止）したいので、同法第34条の7の5第4項の規定に基づき届け出ます。

経営者氏名 (法人の名称)	
経営者住所 (主たる事務所の所在地)	
施設の名称	
施設の所在地	
事業廃止（休止） 年 月 日	令和 年 月 日
廃止（休止）理由	
現に便宜を受けて いる者に対する措 置	
休止予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日